

第16回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	第16回教育委員会臨時会議事要録	
事務局（担当課）	教育部庶務課	
開催日時	令和6年11月21日 午前10時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	金子 智雄（教育長）、 新井 裕（教育長職務代理者）、大澤 誠、岩井 由美子、富士原 紀絵
	その他	教育部長、庶務課長、教育施策推進担当課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係員
公開の可否	一部公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開 の場合は、その理由	協議事項第1号は、個人が特定される情報を含むため非公開とする。	
会議次第	協議事項第1号 区立学校におけるいじめ重大事案の公表について （庶務課・指導課） 報告事項第1号 教育ビジョン2025素案について（庶務課） 報告事項第2号 朋有小学校仮校舎（別棟）の整備概要について （学校施設課） 報告事項第3号 令和7年度区立幼稚園新入園児募集の状況について （教育施策推進担当課長） 報告事項第4号 豊島区における水泳指導のあり方について （学校施設課） 報告事項第5号 「豊島区特別支援教育推進計画 第二期 改訂版」 の素案について（教育センター）	

休憩時間：00：00

終了時間：11：25

第16回教育委員会臨時会議事要録

開催日 令和6年11月21日

開催場所 教育委員会室

事務局)

皆様、おそろいでございます。

本日、傍聴の方はいらっしゃいません。

金子教育長)

おはようございます。

それでは、第16回教育委員会臨時会を開始させていただきます。

本日の署名委員をお願い申し上げます。富士原委員、新井委員、宜しくお願いいたします。

次に本日、非公開による審議とさせていただく案件の確認をいたします。

協議事項第1号につきましては、個人が特定され得る情報を含むため、非公開とさせていただきたいと存じます。

それから、報告事項第3・4号につきましては、来週子ども文教委員会で報告予定のため、現時点で非公開とさせていただき、委員会での報告以降は公開案件として、公開する形にさせていただきたいと存じます。(1月現在公開済み)

ご異議ございませんでしょうか。

(委員全員了承)

金子教育長)

宜しくお願いいたします。

それでは、3件については非公開とさせていただきます。

本日、傍聴人はいないということでございますので、早速始めたいと思います。

(1) 報告事項第3号 令和7年度区立幼稚園新規入園児募集の状況について

金子教育長)

それでは、議事の都合により、まず報告事項の第3号を行い、その後、報告事項第1号と参りたいと思います。宜しくお願いいたします。

それでは、報告事項第3号、令和7年度区立幼稚園新規入園児募集の状況につきまして、ご説明をお願いします。

教育施策推進担当課長。

<教育施策推進担当課長 資料説明>

金子教育長)

なかなかショッキングな報告でしたが、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと

思います。

宜しいでしょうか。

私からあえて質問します。

何故、状況の説明、3人ですということをしたかということに関わるので、今回の募集の要綱にこのようなときはこうしますということが記載されていたのかどうか、確認したいと思います。

教育施策推進担当課長。

教育施策推進担当課長)

募集の要綱時には、人数の状況によってはご相談をさせていただくことがありますという内容の一文を記載しておりますので、そこを基に保護者の方にご説明するといったところでございます。

金子教育長)

宜しいでしょうか。

それでは、別の案件でも幼稚園に関しては出てまいりますので、何かありましたらそちらの方でもご議論いただければと思います。

では、報告第3号については、了解をいたしました。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(2) 報告事項第1号 教育ビジョン2025素案について

金子教育長)

続けて、報告第1号に参ります。教育ビジョン2025の策定について、ご説明をお願いします。

庶務課長。

<庶務課長、教育施策推進担当課長 資料説明>

金子教育長)

説明は全部終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いをいたします。

教育ビジョンの検討委員会という会議体があって、そこで検討しているというのは、皆さん、ご案内済みでしたでしょうか。メンバーについては、この本体の素案が配られていますが、最後の1枚めくった参考資料に載っておりますので、全部で19名のメンバーで現在も検討中と、昨日も開催しましたというご報告です。

そこに幼児部会というのを特別に設けて、そこから幼児の教育の関係については報告を上げて、それを教育ビジョンに取り入れようということで、教育ビジョン検討委員会への報告はもう終わったということですね。

それを合わせた形で、いずれ我々が諮問したものに対して、まとめて教育ビジョンはこれでどうでしょうかということでご報告が参りますということでございます。来年になりますか。

庶務課長)

3月になります。

金子教育長)

ただ、時間のない中で、皆様と一緒に決定というののもあれですので、素案の段階からこのようにお示しして。いや、ここがこうじゃないかというご意見についてはあらかじめいただければと思っておりますので、やり方については、また事務局からご案内したいと思います。並行的な検討になるかもしれませんが、気がついたところは、どんどん良くしていければと思っております。

計画全体としては、今追加発言をしましたが、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

概要の部分での何か。

庶務課長。

庶務課長)

補足をさせていただきます。

先般10月1日に豊島区教育大綱が策定をされました。その内容もこの教育ビジョンの中で全て実施出来るような形で盛り込んでおります。それから、昨日行われた教育ビジョン検討委員会の中で、各委員の皆様からいろいろな修正に関するご意見が出ましたので、改めて素案を、パブリックコメントを実施する前の段階で整理したものを各教育委員の皆様にお示しをさせていただきたいと思っております。

現時点でのものとこれから送るものとを両方見ていただきながら、何かご意見等ございましたら事務局まで送付いただければと思っております。策定までの間にしっかりと反映させていただきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

金子教育長)

ですから今日お配りのものは、あくまで10月20日時点のバージョンということです。最終的にパブリックコメントで出す素案については、改めてまたお示ししますと。その間もご意見があればくださいということです。宜しいでしょうか。

どうぞ、新井委員。

新井委員)

お示しいただきましてありがとうございます。今後スピーディーに立ち上げていく必要がある案件だなと思っております。まず変更点、ビジョンの19から25にかけての変更点ですが、私も常々幼稚園、保育園、そういった幼児教育の問題というのは教育大綱の議論の中でも大きな話題になっていて、それを項立てして、新たに、就学前教育の充実ということで挙げている。この編成は非常に評価出来ると思いますか、すばらしい取組ではないかなと思っております。

それから、やはり大きな課題の小中連携教育ですね。これもしっかり立ち上げているという点、それから、何と云っても、区長もおっしゃっていましたが、学校図書館です。これは学習情報センター化していくという点からいっても大きな取組になるだろうというこ

とです。とうに基本施策になっているというところが、この構成は大変すばらしいと私自身は思いました。

それから、今後のビジョンで恐らく学習指導要領が変わっていく、これ富士原委員に後でお聞きしたいところですが、その辺も変更点が出てくる中でのビジョンになりますので、そういったことを踏まえていくと、このビジョンは大変、今後の豊島区の教育の方向性を示す上では重要なものになっていくはずだと思っております。

その中で、先程、後閑課長の方からありました幼児教育の中身ですね。これについても、他区の状況も鑑みながら進めていただいておりますし、豊島区の状況、子供の編成の状況を踏まえて、部会の中でかなり議論された内容が盛り込まれているという点では、大変価値のあるものだと思います。

今後、今問題になっている園の存廃の問題もそうですが、それ以前に、幼児教育をどのようにして考えていくのかという方向性です。区として、このようなスタンスでやっていくという、いろいろな状況を鑑みながらやっていく。それがよく示されている内容として評価出来るものだと思います。

人数も、数目的ものというのは、根拠があってないようなところだと思いますが、それでも、部会の先生方の意見を踏まえて、3人グループ、二つ編成、でも、やはり区の実情、途中からの希望者があった場合には、考えていこうという、そういう豊島区の方向性が見えている点では、評価出来るものと受け止めました。ご説明感謝したいと思います。ありがとうございました。

金子教育長)

ありがとうございます。

新井委員)

それから、すみません。

富士原委員にお聞きしたいのは、学習指導要領です。おそらく、立ち上がりがいつ頃になるのかという点、分かる範囲で結構です。まだ非公開なので、分からないかもしれませんが、教えていただければ、ありがたいです。

金子教育長)

富士原委員、どうぞ。

富士原委員)

私も外側からの情報しか分かりませんが、結局選挙があったことで、本当はもっと早めに中央教育審議会の教育課程部会が立ち上がる予定でしたが、12月の中下旬に政治がこのまま何もなくて、上手くいけば、中央教育審議会の教育課程部会が立ち上がって、年明けから本格的に議論が進む予定です。

金子教育長)

そこから議論。

富士原委員)

ただ、既に方針として、いろいろ伺っているところでは、現在の学習指導要領の方針を大きく変えることはなく、コロナ禍が始まってしまったがために、十分その趣旨が伝わっていないので、むしろ現在の学習指導要領の趣旨をしっかりと伝え、まだ実現出来ていない学校も多いので、現場が主体的で対話的で深い学びをきちんと実現する方向で動いているということでした。

やはり伝達方法を大きく、それこそ教育委員会の役割をととても大きく考えていかねばならないと思います。あとは教科書です。教科書と、国と学校の間には教育委員会の在り方を二つ、環境として大きく検討する予定だというようなことを伺っております。

金子教育長)

ありがとうございます。そうですね。いろいろな教育関係の情報誌を見ても、基本はあまり変わらないということは、ニュースになっていて、ここは大きく変わるという内容ではないようです。ただ、今のような話もあるので、ここを十分注目していきたいと思いますが。新井委員、宜しいですか。

新井委員)

分かりました。

金子教育長)

ありがとうございました。

他にございますか。宜しいでしょうか。

それでは、幼稚園の部分は、先程の基準の問題もありまして、今後教育委員会として、どのような検討していくかということにも関わってまいります。本日のところはこの現計画の報告ということでご確認いただければと思います。

それでは特になければ、この件につきましては、了解とさせていただきます。ありがとうございました。

何分にもタイトでございますので、まだ、てにをはを含めて、これから用語の使い方などについても昨日話がありました。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(3) 報告事項第2号 朋有小学校仮校舎(別棟)の整備概要について

金子教育長)

それでは、議事に戻ります。報告事項の第2号、学校施設課、朋有小学校の仮設校舎(別棟)の整備概要について、ご報告をお願いします。

学校施設課長。

<学校施設課長 資料説明>

金子教育長)

ご説明が終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

新井委員。

新井委員)

校庭に別棟を作るわけですね。それで、大丈夫だとは思いますが、ただ子供の数が増えるということも考えて、校庭の利用の状況、例えば体育の授業であったりとか、休み時間とかその辺の何か補完する手だてがあるのか。特になければ、これでやっていける見通しがあるのか、その辺を教えていただければと思います。

金子教育長)

学校施設課長。

学校施設課長)

失礼しました。校庭は現行の校庭を少しだけ侵食する形での整備になりますが、トラックの範囲まではかぶりませんので、校庭については、ほぼ現在のサイズは維持出来るものと思います。

一方、児童数が増えていくと、ご指摘の通り、体育の授業等の時間数をしっかりこなすことが出来るかという話でございますが、直近では、2、3クラス増える予定でございます。体育の時間割や校庭の使用に対して影響を与える程の増ではございませんので、現状においては、現行通りの使い方が出来るものと考えております。

ただ、今後最終的に学校改築をして、朋有小、西巣鴨中の連携校が出来たときは、さらなる再開発等の影響もあって、相当児童数が増えることが見込まれますので、新たな学校改築の方では、そのような児童たちが活動出来るスペースをしっかりと確保するという形で考えております。

金子教育長)

宜しいですか。

新井委員)

はい。分かりました。

金子教育長)

他にございますか。

小中連携校の竣工までの間と書いてありますね。現時点で議会等に説明している範囲でいいので、それがいつ頃かというのはどのように説明する予定ですか。

学校施設課長。

学校施設課長)

学校改築計画、新たな計画を進め、先日議員協議会で報告いたしました。教育委員会の方でもご説明いたしました。朋有小、西巣鴨中学校の小中連携校については、令和の16年度に竣工予定でございます。この仮設校舎は、仮設ではございますが、10年弱使用するものでございます。また、この重量鉄骨ですが、しっかりその安全性を見越して、またエレベーター等も設置いたしまして、利用しやすい形に整えておりますので、10年間、新しい校舎が建つまでの間、しっかり大切に使うという形で考えております。

金子教育長)

ありがとうございます。

他にございますか。宜しいでしょうか。

それでは、只今の報告につきまして了解をさせていただきます。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(4) 報告事項第5号 「豊島区特別支援教育推進計画第二期改訂版」の素案について
金子教育長)

続きまして、報告事項第5号、「豊島区特別支援教育推進計画第二期改訂版」の素案につきまして、ご説明をお願いします。

教育センター所長。

<教育センター所長 資料説明>

金子教育長)

ご説明終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

こちら初めて聞いたという委員もいらっしゃると思いますので、本体の方の、こちら最後のページに、策定委員会のメンバー表は付いてございます。

中西先生を委員長に、以下の関係者の方々の意見を反映しながら進めております。

このようなスタイルで第一期の計画もつくりました。3年がたちましたので、第二期ということで必要な見直しをかけているということでございます。

ちなみに、「はじめに」の私の文章は、初見ですので変えさせていただくことはあるかもしれません。

内容について、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

こちら分量がありますので、いろいろ読んでみてということもあろうかと思えます。ご覧いただいて、適宜、ご意見を賜ればと思います。これも同じように素案の段階が来週ぐらいからありまして、パブコメを経て、案段階でも、またご意見賜りますので、最終的に教育委員会として決定ということになろうかと思えます。宜しくお願いいたします。

インクルーシブ教育をインクルーシブな教育というように語っているところが、微妙な豊島区のニュアンスが反映されているということを昨日もいろいろなご意見があったので、それをまた中心に読んでいただければと思います。

やはりこの分野、かなり幅広いご意見があるものですので、本区はどのぐらいのスタンスをとっているというあたりをまた確認していただければと思います。

教育センター所長。

教育センター所長)

26ページに、素案の用語解説を載せております。一般の方には分かりにくいような言葉もありますので。その中で米印の5番。豊島区として、インクルーシブな教育という言葉で、インクルーシブ教育という言葉、よく聞かれると思いますが、インクルーシブなどというところを入れましょうというのがこの委員会の中で話が出まして、常にインクルーシブ教育をきちんと実践するには、教育システムがしっかり整っていて、環境整備も整って

いなければなりません。ただ、財源や人的措置、環境にも限りがありますので、ここの中では、読みますと、障害のある者とない者が共に学ぶ場を現在の環境の中で出来る限り設定をします。「今ある環境の中で交流及び共同学習を中心に、出来るだけみんなと一緒に学べるような環境をつくっていきますよ」というのがこの豊島区のスタイルです。そんな中で環境も整備しつつ、同時並行でやっていきたいという思いがこの名に込められているといったところです。

金子教育長)

宜しいでしょうか。

国連からも日本国としていろいろなことを言われ、分離教育ではないかという批判も一方ではあり、一方では国内の差別禁止もありますし、かなりな部分、合理的配慮を出来る限りはやるということももう進んできております。その辺りで、実際には特別支援教室、あるいは学級というスタイルでこれまでもやってきましたし、それを全てなくして全部一つにするという考えもあるかと思いますが、本区では、その制度を基にした上で、よりインクルーシブな姿の方へ持っていくのだということに頑張っていきたいという姿勢を前回から既に示しておりますので、それについてもご意見ございましたら、またいただければと思います。

新井委員。

新井委員)

今、教育センター所長と教育長がおっしゃったことに、全く異を挟むものではありませんが、インクルーシブな教育、つまり何でもかんでも受け入れていくとか、環境、何でもかんでも最優先で整えていくということではなくて、やはり出来る限りというスタンスの方が今の段階では大事なのかなと私は思っています。全てを100%受け入れていく、受け入れていければ、これは理想だと思います。そうではなくて、基本的には、今の可能な限りの全力を挙げて取り組める最大限のところまでやっていきたいと思いますという、そのような捉え方でいいわけですね。

金子教育長)

これまでの経緯も踏まえると、第一期の時点でそのような議論がありまして、分離ではなくすると言うことは簡単ですが、実際問題として、先程、教育センター所長が説明してくれた、いろいろな困難な問題があります。

それ以上に、一人ひとりの子供が本当にそれでいいのだろうかということを考えたときに、やはり我々だけではなく、いろいろなご意見があります。ある障害を持っている場合に、その障害に即した環境で伸ばしてあげることが一番、その子に適しているのではないということも事実として現実あります。

その一方で、だからということで孤立させてしまう、分離をそのままにするということで、そのまま社会に出ていいのかということは大問題ですので、その部分でのインクルーシブということが出てきているのかなと私としては捉えております。それがゆえに可能

な限りの共同学習と交流ですね。交流は、どんどん出来ると思いますが、共同学習というのは、ご案内のように、これをやればいいということが確立されているわけではありませぬので、これにチャレンジしていくということが必要だと思っております。

教育センター所長。

教育センター所長)

教育長のおっしゃる通りで、大事なのは一人ひとりの子供が充実感、達成感を持つこと、そこが一番なので、ゼロか100かということではなくて、やはり必要な場合は個別に固定級で学習することが必要であろう、その力を生かせる場が交流及び共同学習であるというところはぶれずに、やはり出来ないまま混ぜるということは避けたいと思っています。きちんと準備をする、必要な支援、学習をした上で社会の場に出られるように、そのような交流の場で子供が達成感を得られるというようなことを目指していくというのが本区のスタイルと捉えていただければと思います。

新井委員)

ありがとうございました。

金子教育長)

他にございますか。宜しいですか。

それでは、こちらについても来週議会の説明を経て、パブコメに向かうということでございますので、またしっかりと内容について、精査してまいりたいと思います。ありがとうございました。

豊島区特別支援教育推進計画についても了解をいたします。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

金子教育長)

続きまして、こちらから非公開になりますが、傍聴人、今日はいらっしゃらないので、そのまま続けます。

<非公開>

(5) 協議事項第1号 区立学校におけるいじめ重大事案の公表について

金子教育長)

協議事項第1号、区立学校におけるいじめ重大事案の公表につきまして、ご説明をお願いいたします。

庶務課長。

個人が特定され得る情報を含む案件のため非公開

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(6) 報告事項第4号 豊島区における水泳指導のあり方について

金子教育長)

報告第4号へ参ります。豊島区における水泳指導のあり方について、ご説明お願いしま

す。

学校施設課長。

<庶務課長 資料説明>

金子教育長)

ご説明終わりました。ご質問、ご意見お願いいたします。

新井委員。

新井委員)

ご説明ありがとうございます。入念に練られていると、私は受け止めています。

特に、改築、例えば、仰高小の例を一つ挙げてみると、仰高などは真ん前に三菱養和会のスポーツセンターがあって、少し歩けば、東京スイミングスクールがあるということで、こんなに立地の良い学校はないですね。水泳指導をやるのであれば、そこでやってもらった方がメリットがあるわけです。例えば、仰高小の場合ですと、三菱養和会の好意でずっと子供たちがプール参加をさせていただいていました。今は確認していませんが、そういったことで、本来教員がやるべき部分を民間委託で、その当時、お金は払ってなかったと、私は承知していますが。そのような好意もあって出来ていたということもございました。

ですから、いろいろな具体的な方策を考えて取り組まれることは良いかなと思っています。特に今後、夏場が非常に難しい、実施が非常に困難である、そんな状況の中で、教員の負担等もあります。ただ、これだけ手を打ってお金をかけていくのであれば、やはり教員もそれなりの指導をしていく義務が発生すると思いますし、本来指導要領に載っていることであるわけで、やっていくべきものであるということで考えていくなれば、費用対効果は十分、教員にとっても研修として高めていけるのは、これは素晴らしいことだと思います。

なかなか、区で民間委託のスイミングと連携しながら教員の質的な向上を図る。他で出来ているかという、なかなかやれてない区が多いわけです。ですから、これが豊島区はやれるということでいくと、非常に宣伝効果ではないですが、豊島区の水泳指導の在り方が、他の模範となるのではないかと、私自身は非常に高く評価していくべきことだと思っております。

ただ、なかなかそうはいつでも、教員は指導出来ない状況もなきにしもあらずですので、今後も検討を十分加えていきながらすぐ答えを出すのではなくて、やはり課題を解決していくという方策でこのプール指導はやっていただきたいと思います。ともすると、教員は手を引いてしまいます。それは、しょうがない部分もありますが、逆に水泳指導で子供たちの良い面を見るという部分もあるわけですので、是非、そこは学校施設課にお願いしていきたいところでございます。

金子教育長)

ありがとうございます。

他にございますか。

どうぞ、岩井委員。

岩井委員)

実際に、伺った現場の声からお伝えしようと思いますが、昨年度仰高小学校、今年度駒込小学校がトライアルでいらしたということで、私の方にも児童や保護者の皆様からは本当にありがたいと、良かったというお声をたくさん頂戴しております。これを機に、水泳が苦手だった子供がとても好きになって、体育館のプールに通うようになったとか、また、子供の運動能力の発揮の仕方が違うのかなと思ったのは、「陸で運動が苦手だった子が水泳をここで教えていただいたら泳げるようになったということがとても嬉しくて、体を動かすことに興味を持ったんですよ」という保護者のお声も伺っておりますので、それをお伝えしたいと思いました。

金子教育長)

そういう話を聞きますと、一回でもやってあげたいという気にとともなりますね。

岩井委員)

ありがとうございます。

金子教育長)

ですから、もちろん恒常的な、プール指導の在り方ということで検討してきました。トライアルもやりました。成果がよく分かって、実感も出来て子供の声があるということは事実です。やはり何か月かですが、通じてのプール指導を全部インストラクターでやるとか、外部でやるとかということは、いろいろな面から難しいという結論は出たわけです。ですが、トライアルのようなことをやってみることがいかに効果があったかということは、残ると思います。PTA、あるいは保護者の皆様からのお声なり、子どもレターでもくれば、また、それはそれとして単発のものとしての検討はあるのかなと、個人的には思っております。

それから、日常管理に伴う教員負担というのが、出てきていますが、私の認識では、この間、特に直近で国の通知もありまして。ご案内のような、お水が通らなかったということでの損害賠償問題だとか、いろいろ事件もありまして、その両面から見ての国の通知だと思っておりますが、そういうものも背景にあるということかと思っております。

宜しいですか。

それでは、特に他にございませんでしたら、本件については了解をいたしますので、この件も議会で報告するということになるのかと思います。

宜しくお願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

金子教育長)

案件については以上でございます。それでは、第16回の教育委員会臨時会、これにて閉めさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時25分 閉会)